

## 原子力損害賠償法の改定の問題点

無限責任、無過失責任が維持された→これは評価

しかし、政府案（賠償の実施方針の作成・公表義務付け、仮払い貸付など）が抜本的な見直しか？

○原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議（衆議院）（抜粋）

七 法附則第六条第一項に規定する「抜本の見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第三条の責任の在り方、同法第七条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うこと。

### ●損害賠償措置額

原賠法第6条は、「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない」としている。賠償措置額は、同第7条において1200億円とされており、今回の見直しでもこれが据え置かれた。

福島原発事故では、被害者への賠償費用は8兆円、除染費用は6兆円となり、賠償に要する見込み額は総額14兆円となった。1200億円は、損害賠償措置額としては全く不十分である。政府は、原子力賠償における「事業者の責任の徹底」「国民負担の最小化」をうたいつつも、実際は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、支援機構）を設立し、交付国債、政府保証による融資、電力事業者からの負担金などを東京電力に支払う仕組みを作った。結果として、東京電力は法的整理を免れ、経営者、株主や東電に融資している銀行はその責任を果たしていない。

支援機構を通じて交付された資金のうち、東電が負担するのは最大でも4割程度に過ぎない（会計検査院平成30年3月「東京電力株式会社に係る原子力損害の賠償に関する国の支援等の実施状況に関する会計検査の結果についての報告書」）

※原子力委員会による説明（9月5日市民団体との会合において）

現在の賠償措置額1200億円は、民間の保険で措置している。しかし、大幅にこの額を引き上げられないのが現状。引受能力を超えている。国際的には、ほぼ最高レベル。

保険会社に査定を依頼したわけではないが、「日本原子力保険プール」からも委員になってもらっていただき、「引き上げられない」という意見をいただいた。

保険会社が引き受けられないほどのリスク（規模×頻度）→おのずと原発はやめるべきではということになるのでは？ もしくは原子力事業者自らが積み立てる？（cf.専門部会事務局案）

原子力事業者（例：中国電力、日本原電）は、住民に対して、「原発事故が起こって、自分たちの支払い能力を超えても、国が支援する」という趣旨の説明を行っている。これは、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」を経由した支援を意味していると考えられる。

以下は、島根原発3号機説明会における、中国電力の発言である。

現状この制度により、上限1,200億円を超えた場合は、国が補てんすることになるが、我々も一定額の拠出をしている。福島事故以降、原子力損害賠償・廃炉等支援機構という組織ができており、現状の東京電力の復興は、この機構に私たちが拠出するお金を使って進められている。東京電力はこの制度の中で復興の費用を拠出しているが、電力会社もこの制度に沿って、年間20数億円程度拠出している。補償はこの制度を使って電力会社と国が行うことになっている。

中国電力は、あたかも負担金が将来の賠償のためのように説明しているが、これは間違い。現在の負担金は、福島第一原発事故の賠償にあてるためのもの。

電力事業者が、支援機構に一定の負担金を支払っていることは確かであるが、相当額を交付国債の形で国が交付し、また政府保証による借入を行っている。さらに、電力事業者による負担金は、電力料金へ上乗せされ、結局、電力消費者に転嫁されている。一部は、原発を使っていない新電力からも徴収される。さらに、過去に賠償措置を行わなかったため「過去分」として託送料にも載せられようとしている。

賠償措置額を据え置いた場合、将来万が一事故が起こった時、さらなる負担を将来世代も被害者も、原発からの電気を選択しない人も含めた国民に強いる、ということになるのではないか。

●原賠法の目的（第1条）から「原子力事業の健全な発達に資する」を削除し、被害者の保護のみとすべき。

第一条：この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。

原賠法は、賠償について定めたものであり、本来、被害者保護に重点を置くべき内容である。「原子力事業の健全な発達に資する」という目的が被害者の保護と同列に扱われることにより、前述のように、結局は原子力事業者に対して手厚い仕組みが作られ、本来、原子力事業者が担うべきコストを、将来世代も含めた国民全体で負担することにつながっているのではないか。

●原子力事業者以外への求償ができるようにすべきである

現行の原賠法は、原子力事業者以外への損害賠償の求償に制限がかけられている。原子炉メーカーをはじめとする原子力産業が原子力損害賠償の責任を免じられている。求償できるようにすべきである。

第三条 原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。

第四条 前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。

●被害者保護の観点から

福島第一原発事故において、被害者に対する現実の賠償は、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針にそって東京電力が策定する賠償基準にもとづいて行われている。そのため、損害賠償は、加害者である東京電力の意思が反映されやすくなっている。

実際の損害賠償は、自然的・社会的基盤が失われる「ふるさと喪失」損害や、放射性物質による被ばく汚染などの被害が含まれていないなど、極めて不十分である。

また、東京電力は、ADR 和解案の尊重を約束しているが、実際は ADR 和解案を再三にわたって拒否している。→浪江町、飯館村、相馬市 etc.

東京電力に ADR 和解案の受諾義務をおわせることが必要（cf:日弁連意見書）

賠償責任は原子力事業者に負わせるものの、国に対しては、被害者保護の責任を課し、原子力事業者を指導・監督させるべきではないか。